

学校法人東北公益文科大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人東北公益文科大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を山形県酒田市飯森山三丁目5番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(収益事業)

第3条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行うことができる。

(1) 酒田市公益研修センターの指定管理者としての請負業

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

東北公益文科大学 大学院 公益学研究科

公益学部 公益学科

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 13人～15人

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学長

(2) 副学長を置く場合にあってはその者

- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 評議員のうちから評議員会において選任した者 5人
- (6) 学識経験者のうち理事会において選任した者 5人

2 前項第1号から第5号までの理事は、学長、副学長、学部長、研究科長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員の任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号から第4号までに掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第13条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の召集を請求すること。

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第15条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場

合はこの限りでない。

- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第16条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 出席した理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申し出に基づいて、次の会議にはかって、議長がこれを確認しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第17条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、31人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に

付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第18条 第16条の規定は、評議員会の議事録について準用する。

(諮問事項)

第19条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第20条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 21 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 5 人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 4 人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 22 人

2 前項第 1 号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第 22 条 評議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 23 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 24 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 25 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産

の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入される財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 26 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 27 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 28 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 29 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第 30 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 31 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(収益事業における利益の繰入)

第 31 条の 2 収益事業会計の決算上生じた利益は、その一部又は全額を学校会計に繰り入れなければならない。

(決算及び実績の報告)

第 32 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第 33 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第 14 条第 3 号の監査報告書を各事務所に備えておき、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第 34 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 2 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 35 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解散)

第 36 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 37 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業に供するものとして山形県、鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町及び遊佐町に帰属する。

(合併)

第 38 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 39 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第 40 条 この法人は、第 33 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、東北公益文科大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 42 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 理事（理事長） | 原 田 克 弘 |
| (2) 理事 | 小 松 隆 二 |
| (3) 理事 | 富 塚 陽 一 |
| (4) 理事 | 阿 部 寿 一 |
| (5) 理事 | 金 森 義 弘 |
| (6) 理事 | 伊 藤 滋 |
| (7) 理事 | 高 橋 潤二郎 |
| (8) 理事 | 長 島 昭 |
| (9) 理事 | 會 田 雄 亮 |
| (10) 理事 | 三 浦 新 |
| (11) 理事 | 新 田 嘉 一 |
| (12) 理事 | 大 島 美恵子 |
| (13) 理事 | 間 瀬 啓 允 |
| (14) 監事 | 笹 原 信一郎 |
| (15) 監事 | 池 田 眞 幸 |

3 設立当初の役員に係る第6条第2項の適用については、前項第2号に掲げる者については同条第1項第1号の理事、前項第12号に掲げる者については同条第1項第2号の理事、前項第13号に掲げる者については同条第1項第3号の理事、前項第1号、第3号、第4号、第10号及び第11号に掲げる者については同条第1項第4号の理事とみなす。

4 平成24年3月31日までの間は、第21条第1項第2号中「この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者」とあるのは、「学識経験者」と読み替えるものとする。

附 則（平成16年1月13日議決）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年11月30日）から施行する。

附 則（平成16年5月21日議決）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年11月30日）から施行する。

附 則（平成17年3月18日議決）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 17 年 12 月 14 日）から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日議決）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 19 年 8 月 7 日）から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 18 日議決）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 22 年 2 月 25 日）から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 17 日議決）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 23 年 3 月 3 日）から施行する。